1. 事業者の責務

ごみは出したら終わり?

排出事業者責任

廃棄物の処理を委託して行う場合、排出事業者が最終処分までを含め その一連の行程における処理が適正に行われることの責任を負うこと

事業者には、全ての廃棄物について、自らの責任において『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に処理する必要があります。

排出して終わりではなく、処分が終了するまでは排出事業者に責任があります。 万が一、処理の途中で不適正処理があった場合は、罰則の対象となります。

自らの責任で適正に処理すること

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理(収集運搬・処分)しなければなりません。

廃棄物の再生利用等により減量に努めること

廃棄物の発生抑制、再生利用を促進することで、廃棄物の減量に努めなければなり ません。

物の製造、加工、販売等において、適正処理が容易になるような開発や情報提供をすること

製造、加工、販売に際しては、リサイクルされやすい製品や容器の開発を行うことと、製品や容器の処理の方法について情報を提供しなければなりません。

国や県、市の施策に協力すること

廃棄物の減量や適正処理の確保等に関し、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

これらは事業者の責務です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(事業者の責務)

第5条 事業者は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。